

越谷市空家等対策事業の実施に関する協定書

越谷市（以下「市」という。）と、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部（以下「事業者」という。）とは、市内における空家等に関する総合的な対策（以下「空家等対策」という。）を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生活環境を保全するため、空家等の適正管理、売却、賃貸等に関する相談事業を実施することにより、市内における空家等の適正な管理、発生の予防及び活用・流通の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空家等 市内に所在する建築物及び工作物（立木を含む。）で、常時無人の状態にあるもの並びにその敷地をいう。

（2）所有者等 空家等の所有者、管理者、相続人又は財産管理人をいう。

（3）利活用等 空家等の適正管理、売却、賃貸その他利活用の方法をいう。

（取組事項）

第3条 市及び事業者は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

（1）空家等対策の周知啓発に関すること。

（2）空家等の不動産流通の促進に関すること。

（3）空家等対策に係る必要な情報の共有及び発信

（4）前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（市が行う業務）

第4条 市は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（1）関係機関との連携

（2）広報活動

（3）その他この協定の目的を達成するために必要な業務

（事業者が行う業務）

第5条 事業者は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（1）利活用等に関する相談窓口の設置

（2）相談業務

（3）各分野の専門家等との連携・協力

（4）利活用等に関する収支・試算の提案

（5）具体的な利活用等の実施及びフォローアップ

（6）空家等利用希望者とのマッチング

- (7) 実施状況等の報告
- (8) 広報活動
- (9) その他この協定の目的を達成するために必要な業務
(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに、市又は事業者のいずれからでも何ら申出がない場合は、この協定は期間満了の日から更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第7条 市及び事業者は、この協定の取組みにより知り得た所有者等に関する個人情報等を適切に管理し、この協定の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。ただし、所有者等の承諾を得た場合、又は個人を特定できない統計情報として使用する場合は、この限りでない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市と事業者が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各々1通を保有する。

平成31年(2019年)2月19日

市 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市

越谷市長

事業者 埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目8番23

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部

支部長